

佐賀県告示第 220 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。

令和 5 年 10 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「777 SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「AVATAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Burst」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「CRAZY Bunny」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「DOROTHY SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「FUSION feel BASE 47」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Heart boiler classic」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Hell's MARIA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Infinite Drill」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「KING GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Magic FOG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Man Hole」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Mobius Pure Sexium Incense」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Razor BAT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Reverie Spice Limit」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「S.mile es.3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Wet Hole」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「ZERO ANONYMOUS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「MASTURBATION 69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「痴狂 極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「濡れ天使」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- て、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「雄マラ connection」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「HANA flower for sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「爆液陵辱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ECSTASY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ECSTASY 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「Super Silver Haze」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Super Silver Haze STRONG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE STRONG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「HADES SKY HIGH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「HADES DEEP IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「HADES tropical」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(35) 次の写真に示すとおり、被包に「Burnig」と表示のある製品であって、
その内容物が植物片のもの

(36) 次の写真に示すとおり、被包に「Love」と表示のある製品であって、
その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により
身体に使用されるおそれがあると認められるため